

厚生福祉常任委員会代表質問

質問

1、健康づくりの推進と疾病予防について

・「健康診断の受診率向上を」とあるが湯沢町の受診率の現状はいかほどか。又、向上の手立てをどのようにとののか。

・町は厚労省から後期高齢者の検診向上の取り組みをするよう要請され、22年度の目標受診率を申し出るよう求められているはずだがそれを何%としたのか。又、それを達成するためにどのような取り組みをするのか。

町長答弁

当町では基本検診・がん検診に合わせて特定検診を行っている。21年度全体の受診率は前年比6.1%増の61.5%であった。40歳から75歳までを対象とした特定検診について、平成24年度までに受診率を65%に定めて事業実施している。21年度の目標値は57%であったが受診率は53.4%であった。向上の取り組みとして、検診案内の戸別通知、未受診者に対しての再度の勧奨通知と未受診者台帳の作成をして未受診の理由等の意向調査を踏まえ受診勧奨を行っている。また、受診を受けやすい環境づくりとし

質問者
森 下 昌 次



施政方針に対する

代

表

質

問

質問

3、国民健康保険事業について

・保険税の徴収率91%を見

町長答弁

中学校での性教育と一緒にして、健康管理に主眼を置き正しい情報提供を行っていく。ワクチン接種には保護者同伴を義務付け保護者と中学生が医師・保健師の講話を聞いてからワクチン接種の体制をとり、その必要性を伝えてから予防接種を受けてもらう。

質問

2、子宮頸ガン予防接種について

町長答弁

今年度も景気の悪い状況が続く収納率の低下を心配している。22年1月末の医療現年度分の徴収率は昨年と比較して1.8%と下がっている。22年度も厳しい状況が続くと予想されるので昨年同様の91%とした。徴収率の低いペナルティについては、普通調整交付金に徴収率による減額があり、前年度の徴収率が対象になる。91%は現制度では減額対象になる。平成20年度では93%未満が対象となっていて、国と県を合わせて300万円の減額となっている。今年度においては減額の対象基準が92%未満となっていて21年度は徴収率が92.2%であったので減額対象とならない。過去3年の徴収率では一

般会計より3%少ないが原因は一般会計分は特別徴収や、固定資産税では100%納税の大規模償却資産税がありこれらを差し引くとほぼ同じになる。国民健康保険制度については平成20年度からの制度改正で75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行することや、現行の加入者が自営や無職の方が多く給料による税金の天引きが少ないため徴収率の低下傾向が見られる。改善策は滞納者については長期の滞納相談や臨呼徴収を行い、滞納額が多額にならない内に分納などの納税を進め新規の滞納を抑えていく。